

令和8年4月7日

令和8年度介護職員等処遇改善加算について

株式会社 KEITO
代表取締役 鈴木貴士

日頃より、熱心に業務に取り組んでいただきありがとうございます。
令和8年度介護職員等処遇改善加算についてお知らせいたします。

【対象事業所】 令和8年4・5月

ベストケアサービス	処遇改善加算Ⅱ	加算率	22.4%
デイサービス福助	処遇改善加算Ⅰ	加算率	9.2%
デイサービス福助 清水	処遇改善加算Ⅱ	加算率	9.0%
デイサービス福りは	処遇改善加算Ⅰ	加算率	9.2%
デイサービス福助の家	処遇改善加算Ⅱ	加算率	9.0%

【対象事業所】 令和8年6月～

ベストケアサービス	処遇改善加算Ⅱロ	加算率	26.6%
デイサービス福助	処遇改善加算Ⅰロ	加算率	12.0%
デイサービス福助 清水	処遇改善加算Ⅱロ	加算率	11.8%
デイサービス福りは	処遇改善加算Ⅰロ	加算率	12.0%
デイサービス福助の家	処遇改善加算Ⅱロ	加算率	11.8%
ベストプランサービス	処遇改善加算（新設）	加算率	2.1%

【賃金処遇改善対象者】

- ・対象の事業所に所属する者
- ・主に介護業務に従事する者（常勤、非常勤を問わない）

対象者には個別に給与改定通知を配布する。

【配分方法及び金額】

- ① 月額賃金改善：現行の処遇改善手当に次の額を上乗せして支給

(ベストケアサービス、福助の家)

月給職員 月額 18,000 円、 時給職員 時給 100 円

(デイサービス福助、デイサービス福助清水、デイサービス福りは)

月給職員 月額 15,000 円、 時給職員 時給 70 円

(ベストプランサービス)

月給職員 月額 10,000 円、 時給職員 時給 50 円

- ② 賞与への上乗せ：7月、1月に支給

※期中に事業収入が増減した場合は、賞与上乗せの額を増減して対応する。

- ③ 賃金改善期間

訪問介護、通所介護・・・4月分給与（5/25支給）より適用

ベストプランサービス・・・6月分給与（7/25支給）より適用

【賃金改善以外の処遇改善】

(入職促進に向けた取り組み)

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用を行う
- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施

(資質向上やキャリアアップに向けた支援)

- ・働きながら資格取得を目指す職員への資格取得応援制度
- ・好きな時に学べる動画研修システムの導入等充実した社内研修制度
- ・キャリア段位制度と人事考課との連動

(両立支援・多様な働き方の推進)

- ・短時間正社員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度導入
- ・子育てや家族等の介護と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実

(腰痛を含む心身の健康管理)

- ・業務や福利厚生制度（職員向け保険加入）、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・事故、トラブルへの対応マニュアルの作成等の体制の整備

(生産性向上のための業務改善の取り組み)

- ・タブレット端末の活用、遠隔操作システムを採用し外出先からでも事業所の端末を使用できるICT環境の整備
- ・介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担の軽減
- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化等）を実施
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ・ケアプランデータ連携システムの導入
- ・5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）等の実践による職場環境の整備を行う

(やりがい・働きがいの醸成)

- ・事業所内で行うミーティングに加え、ZOOM ミーティングの開催により職場内コミュニケーションの円滑化をはかり個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を行う
- ・定期的な事業所内研修で利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を学ぶ機会を提供

以上